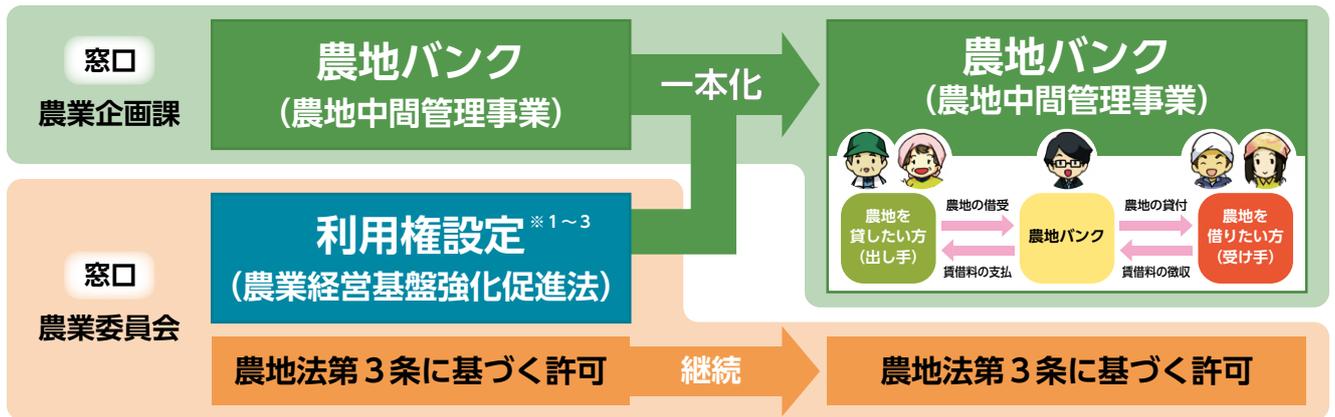


福島市 農政だより

編集・発行
 福島市五老内町3番1号
 福島市農政部農業企画課
 発行責任者
 農政部長 清野 良彦

令和7年4月から、農地の貸し借りは、
 原則として、農地バンク経由になります！



- ※1 利用権設定（相対契約）は、法改正により令和7年3月末で制度が廃止されます。
- ※2 令和7年1月20日頃までは、新規契約および既存契約の更新が可能です。
- ※3 上記までに契約した分および既存契約については、契約期間の満了日まで有効です。



〈農業企画課 農業担い手係〉 電話(525)3740
 〈農業委員会事務局 農地係〉 電話(525)3779
 〈福島県農業振興公社 福島地域マネージャー〉 電話(080)3754-3063 詳しくは市HPで



福島市の支援策が1冊に!

「ええ農〜ハンドブック」

これまで、新規就農者を中心に配布していた「農業者のための支援事業のあらしみ」を、より見やすく、便利になるようリニューアルしました！

詳しくは市HPで

〈農業企画課 農政企画係〉
 電話(525)3726

1	新規就農 事業計画・経営相談・定業まで	P.1
	新規就農 借地の申請・借地について	P.3
	生産費用・経営支援について	P.5
	販売促進支援について	P.7
2	農地・山林に関すること	P.9
	農地・山林の権利(貸借・売買)について	P.9
	農地・水田・山林等の保全・管理について	P.11
	農地・水田・山林等の利用方法の留意点について	P.13
3	関係機関について	P.14
	関係機関による相互連携について	P.14
	SDGsの取組みに関する支援	P.17
4	お問い合わせ先一覧	P.18
	福島市役所農政部・農政委員会	P.18

- ★農地や農業機械に関する支援事業はもちろん、農地や山林に関する手続きまで幅広く掲載！
- ★目的ごとに支援事業・手続きを掲載！
- ★詳細はホームページを参考にしてください。〈農業企画課 農政企画係〉
電話(525)3726

田んぼダムで水害対策

田んぼダムは、水田が持つ「貯留機能」を活用し、一時的に雨水を溜めて緩やかに排水することで、排水路や河川の急激な水位上昇を抑え、河川流域における洪水被害の軽減・防止を図る取り組みです。

令和6年度は、松川町水原地区の上流へ区域を拡大し、新たに大波、山口地区への設置を予定しています。

「2025年農林業センサス」 令和7年2月1日時点

5年に1度の一斉調査を実施します

下記の日程で実施しますので、ご協力をお願いします。

- 令和6年12月中旬～令和7年2月末 農林業経営体調査
- 令和7年1月中旬～2月末 農山村地域調査（市区町村調査）
- 令和7年10月上旬～12月末 農山村地域調査（農業集落調査）

〈政策調整課 統計係〉 電話(525)3771

田んぼダムを やってみたい

- 維持管理に手間がかからないね！
- 水管理が楽になったよ！
- 雨天時の操作の基準が必要じゃ

〈農林整備課 農業施設係〉 電話(525)3728

省エネ暖房設備で生産コスト削減を！ ～施設園芸エネルギー転換支援事業～

加温キュウリやイチゴなどを生産する施設園芸生産者を対象に、燃油を使用しない暖房設備の設置費用を一部助成します。

- (1) **対象者**
市内の販売農業者で市税の滞納がない方
- (2) **対象設備**
 - ① 園芸施設の加温を目的として設置する燃油不使用型暖房設備（例：ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテンなど）
 - ② 園芸施設の保温を目的として上記と併せて設置する付帯設備（例：循環扇など）
- (3) **補助率**
補助対象費用の3分の1以内（上限なし）
- (4) **申請方法等**
申請方法や事業の詳細は、市ホームページに掲載しています。



詳しくは
市HPで

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

太陽光発電設備導入を支援します

農業者が、農業用や売電事業用に太陽光パネルを設置する費用の一部を補助します。

- (1) **対象** 市内に住所を置く販売農業者または法人（農作物の生産と販売の実績があること）
- (2) **補助額** 8万円／1kW（上限48万円）
- (3) **要件**
 - ① 電力系統につながり申請年度内に、電力会社と受給開始したこと
 - ② 電力系統につながらない（オフグリッド）場合申請年度内に設置、支払いを完了したこと
- (4) **その他**
営農型太陽光発電システムも対象です。住宅用太陽光設備は市環境課の補助制度を活用してください。



〈農業企画課 農政企画係〉 電話(525)3726
詳しくは市HPで

野菜や花き、水稻も対象に！ ～カジョワークプラス職員制度～

福島市の副業制度がパワーアップ！「カジョワークプラス職員制度」として、市職員が副業でくだもの、野菜、花き、水稻など農業全般のお手伝いをすることができるようになりました。

マッチングには1日農業バイトアプリ「デイワーク」を活用します。令和5年度はのべ91人の市職員が農家さんのもとで農作業に従事しました。アプリで求人を出して、人手不足の解消につなげましょう！

〈農業企画課 農政企画係〉 電話(525)3726



アプリのダウンロード
はこちらから



iOS



Android

6次化 商品の開発や改良、保存方法にお困りの皆さま アドバイザーに相談しませんか？

消費者ニーズを捉えた売れる商品を開発するため、開発及び既に製造・販売を行っている商品について、改善提案や加工技術を指導します。

- (1) **対象者** 市内の商品開発・改良を目指す農業者等
- (2) **費用** 無料 ※材料費、資材費が発生した場合は、申請者負担
- (3) **募集件数** 先着2件（団体による応募も可能）
- (4) **回数** 1事業者につき2回（面談・実習）
- (5) **募集締切** 令和7年1月31日(金)
- (6) **講師** 福島学院大学 短期大学部 食物栄養学科 学科長 池田信也 教授(市6次化アドバイザー)
- (7) **事業の流れ**
 - ① 希望者は農業振興課販売促進係（529-7663）に連絡
 - ② 市で内容の聞き取り、アドバイザーに対応可否を確認
 - ③ 派遣申請書の提出
 - ④ 課題の相談・分析や加工指導
 - ⑤ 面談等2回終了後、派遣報告書の提出

〈農業振興課 販売促進係〉 電話(529)7663

農業者年金で安心、豊かな老後を！

ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

- 加入資格は3つだけ
 - ① 年間60日以上農業に従事
 - ② 国民年金第1号被保険者
 - ③ 65歳未満
(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
- 保険料の設定は自由（月々2万円～6万7千円）、加入・脱退も自由
- 「終身」で受給でき、80歳前に死亡した場合は死亡一時金も



ポイント2 保険料の国庫補助（認定農業者で青色申告者等の要件を満たす方）

ポイント3 税制面で大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除
- 運用益が非課税
- 年金として受け取る際も控除の対象



詳しくはこちら

〈農業委員会事務局 庶務係〉 電話(525)3779

出荷制限品目と出荷・加工 自粛品目にご注意ください

放射性物質の影響により、国から出荷制限指示を受けている品目と、県から出荷自粛・加工自粛を受けている品目があります。出荷・販売・譲渡（無償を含む）はできませんので、ご注意ください。

《あんぼ柿の加工に関する注意点》

・あんぼ柿用の原料柿

福島県あんぼ柿産地振興協会が安全性を確認したほ場の原料柿のみ加工が可能。福島市・伊達市・桑折町・国見町以外の地域に原料柿を売買（移動）することはできません。

・あんぼ柿の出荷等

協会が実施する製品検査により安全性が確認され、検査済みシールが貼付けされたトレーパックと個包装されたもののみ出荷・販売できます。

品目	内容	備考
山菜	くさそてつ(野生)、たけのこ、こしあぶら、ふきのとう(野生)、たらのめ(野生)、わらび(野生)	出荷制限 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は一切できません。 ※支所等のモニタリングセンターで行った自主検査の結果が基準値以下であっても、出荷等は一切できません。
きのこ	きのこ(野生のもの全て)、原木しいたけ(露地栽培)	
山菜	ねまがりたけ(野生)	出荷自粛 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は差し控えてください。 ※令和6年5月27日、30日採取分のモニタリング検査の結果が基準値以上であったため、令和6年6月4日付けで福島県より出荷自粛要請を受けています。
果物 (乾燥加工)	あんぼ柿、干し柿等 ※乾燥加工以外の加工については、加工自粛は要請されていません。 (例) 渋抜き等	加工自粛 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は原則できません。 ※ただし、あんぼ柿については、福島県あんぼ柿産地振興協会において安全性が確認されたものに限り、出荷等ができます。詳細は、左記をご覧ください。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

あんぼ柿………県北農林事務所農業振興普及部経営支援課 電話(521)2609

山菜・きのこ……県北農林事務所森林林業部林業課 電話(521)2632

令和6年産米の放射性物質検査の検査方法が変わります

福島市内で収穫される令和6年産米の放射性物質検査の検査方法が、旧市町村単位での検査から市町村単位の検査（市内3点）に変更になります。

県による検査の結果、玄米から基準値を超える放射性物質が検出されなかった場合、**出荷等の自粛を市内一斉に解除します。**必ず右記により、出荷等自粛解除の状況を確認してください。※検査結果が出るまでは、本年産米の出荷・販売・譲渡（無償を含む）は控えてください。

＜出荷等自粛解除の確認方法＞

県・市のホームページに掲載するほか、市公式LINEでお知らせします。
市や集荷業者に直接問い合わせいただくこともできます。

〈農業振興課 生産振興係〉
電話(525)7720

県ホームページ
(県全域)



市ホームページ
(市内)

徹底しよう!

農業機械の転落・転倒対策

～秋の農作業安全運動実施中～



乗用型トラクターなどの転落・転倒による死亡事故が多発しています。農業機械を利用する際は、次のことを徹底し事故防止に努めましょう。

- シートベルト、ヘルメットの着用、安全フレーム付きトラクターの利用
- 危険箇所での減速、危険箇所を避け迂回ルートを設定する
- 道路路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強
- 乗降時は運転席側を見る姿勢でステップを踏む
(はしご乗り、はしご降り)
- ゆとりをもった作業の段取りなど



詳しくはこちら

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

一定規模を超える盛土は 手続きが必要です

- 令和6年9月から、盛土規制法に基づく規制が始まっています
- 規制開始前から行われている工事は、規制開始日から9月24日までに届け出が必要です



詳しくは
市HPで

〈開発建築指導課〉 電話(525)3790



福島大学公式マスコット
キャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です 第15回『ミミズの農業改革?』

福島大学食農学類の金子信博です。2024年3月で定年となり、現在は特任教員として食農学類の授業を担当しています。専門は土壤生態学です。

タイトル「ミミズの農業改革?」って「ふざけてるのか!」と叱られそうですが、私はいたって真面目です。結論だけ言うとミミズをはじめとする土壤動物が豊かな土こそが、気候変動にも強く持続可能で健康な食を生産するためのもっとも基本的な条件です。

根、微生物、そして土壤動物の相互作用で土壌がどのように植物の生長を支えているか研究してきました。土壤生物は地球全体の生物多様性の実に59%を占めており、世界では、土壤生物を大切にす不耕起有機栽培が拡大しています。「そんな馬鹿な」と思った方、ぜひ拙著『ミミズの農業改革(みすず書房)』をご一読ください。



食農学類
金子 信博 特任教授



ローラークリンパーを使い不耕起状態でライ麦を倒しているところ

農政4こま



その③ 剪定枝の利活用



果樹等の剪定枝を有効活用しましょう

炭化器で炭へ&まきが必要な方とマッチング



【購入費用補助】炭々(すみずみ)まで枝活用推進事業

剪定枝を炭にする炭化器等の購入費用を補助します。これまでに、160名以上が導入しています。

- (1) 対象者 市内の果樹販売農業者等で市税の滞納がない方
- (2) 対象製品 炭化器と炭化器用の火消し蓋
- (3) 補助額 炭化器等の購入費用(配送料、消費税を除く)の3分の1以内、上限6万円

※1経営体につき、補助は年度内1回。
※申請受付は、予算上限に達し次第終了します。



詳しくは市HPで



炭は透水性の改善・保肥力の向上等の作用があり、土壌改良資材として指定されています！

果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業

果樹等の生産者とまきを必要としている方を仲介しています。5年度は80名以上が剪定枝を利用しました。ぜひご登録ください！

(1) 登録条件

【果樹等の生産者(提供者)】※次の2つの要件を満たす方

- ① 福島市内の果樹や花き等の生産者
- ② 立木を伐採した状態または、枝を剪定した状態で保管している方

【剪定枝を利用したい方(利用者)】※次の2つの要件を満たす方

- ① まきストーブ利用者やキャンプ場等でたき火をする方
- ② 提供者の果樹園等で、伐採木を割る・剪定枝を切り揃えるなどの作業や、自家用車への積み込み・運搬ができる方

(2) マッチングまでの流れ

- ① 市HPやJA営農センターに備え付けのチラシ(申込書)から登録
- ② 利用者は、市からの情報をもとに提供者に連絡。希望する剪定枝の大きさや量、果樹園等で実施可能な作業を伝え、受け渡しの日時を調整

(3) 申込締切

令和6年12月13日(金)

〈農業振興課 生産振興係〉
電話(525)7720



剪定枝の提供者を大募集！利用者が運搬等をするので、提供者は剪定枝を寄せて置いておくだけです。

10月27日は

市場まつり

「安全・安心・新鮮」な旬の野菜、果物、水産物、花きなどを販売する秋の恒例行事「市場まつり」を開催します。多彩なアトラクションや模擬せり、マグロの解体実演販売など楽しい企画満載です。ぜひ家族連れでお越しください。

日時 令和6年10月27日(日)
午前9時～午後1時まで
※雨天決行

場所 福島市北矢野目字樋越1
公設地方卸売市場内

〈公設地方卸売市場まつり運営委員会事務局(市場協会)〉
電話(553)3431



～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の9月から12月までの休場日は次のとおりです。日曜日は3部とも休場日ですので、ご注意ください。

〈市場管理課〉 電話(553)1213

部類	休場日
青果部	毎週水曜日、9月16日(月)、9月23日(月)、10月14日(月)、11月4日(月)、11月23日(土)、12月30日(月) ※ただし9月18日(水)、9月25日(水)、10月16日(水)、11月6日(水)、12月29日(日)は開場日
水産物部	毎週水曜日、9月16日(月)、9月23日(月)、10月14日(月)、11月4日(月)、11月23日(土) ※ただし9月18日(水)、9月25日(水)、10月16日(水)、11月6日(水)、12月29日(日)は開場日
花き部	毎週木曜日、9月24日(火)、12月28日(土)、12月30日(月)



令和6年度末までの地域計画の取り組み

各地区で取り組んでおりますので進捗状況はHPをご覧ください。

〈農業企画課 農業担い手係〉 電話(525)3740

